

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険の資格及び給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、国民健康保険の資格及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和2年7月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格及び給付に関する事務
②事務の概要	① 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ② 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ④ 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥ 国民健康保険法第82条第1項又は第2項の保健事業の実施に関する事務 ⑦ 国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑧ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認の準備事務
③システムの名称	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、番号連携サーバ、行政基本システム、健康管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格システム情報ファイル、高額療養費システムファイル、療養費台帳ファイル、現物給付証ファイル、特定健診情報ファイル、中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、9、11、16、17、18、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43の項 (オンライン資格確認の準備事務の根拠) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条 (情報照会の根拠)第20条及び第25条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課、健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	保険年金課長、健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 市民部 保険年金課、健康福祉部 健康推進課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1622(保険年金課)、0557-52-3051(健康推進課)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月26日	I-1 ② 事務の概要	新規追加	⑥、⑦を追加	事前	
平成28年2月26日	I-1 ③ システムの名称	新規追加	健康管理システムを追加	事前	
平成28年2月26日	I-2 特定個人情報ファイル名	新規追加	特定健診情報ファイルを追加	事前	
平成28年2月26日	II-2 取扱者数の時点	平成27年2月19日	平成27年10月31日	事前	
平成28年7月29日	I-2 特定個人情報ファイル名	現金給付証ファイル	現物給付証ファイル	事後	
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
平成28年7月29日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ①部署	市民部 保険年金課	市民部 保険年金課、 健康福祉部 健康推進課	事後	
平成28年7月29日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	保険年金課長 肥田 耕次	保険年金課長 肥田 耕次、 健康推進課長 村上 千明	事後	
平成28年7月29日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊東市役所 市民部 保険年金課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1622	伊東市役所 市民部 保険年金課、 健康福祉部 健康推進課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1622(保険年金課) 電話 0557-52-3051(健康推進課)	事後	
平成29年6月8日	1-③ システムの名称	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、番号連携サーバ、行政基本システム、健康管理システム	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、番号連携サーバ、行政基本システム、健康管理システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年6月8日	3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項	事前	
平成29年6月8日	4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二	事前	
平成29年6月8日	II-1 対象人数の時点	平成27年2月19日 時点	平成29年3月31日 時点	事前	
平成29年6月8日	II-2 取扱者数の時点	平成27年10月31日 時点	平成29年5月22日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 肥田 耕次、健康推進課長 松下 義己	保険年金課長、健康推進課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月20日	IVリスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月20日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、番号連携サーバ、行政基本システム、健康管理システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、番号連携サーバ、行政基本システム、健康管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成31年3月20日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月20日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月22日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
令和2年1月6日	I-1 ② 事務の概要	(追加)	⑧を追加	事前	
令和2年1月6日	I-1 ③ システムの名称	(追加)	医療保険者等向け中間サーバー等 を追加	事前	
令和2年1月6日	I-2 特定個人情報ファイル名	(追加)	中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル を追加	事前	
令和2年1月6日	I-3 法令上の根拠	(追加)	国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 を追加	事前	
令和2年1月6日	I-4 ② 法令上の根拠	(追加)	(オンライン資格確認の準備事務の根拠) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 を追加	事前	
令和2年1月6日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和1年12月27日 時点	事前	
令和2年1月6日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和1年12月27日 時点	事前	
令和2年7月14日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月27日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和2年7月14日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月27日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	